

昨年、茨城司法書士会は公益的活動に関する規範規則を制定しました。この規則は、司法書士が公益的活動を行う責任があることを確認し、義務化することによって、公正な社会の形成に寄与することが目的です。現在は、コロナ禍のため、電話による無料相談を強化しています。昨年11月から週1回だった電話相談を週2回としました。

茨城司法書士会

会長
藤井 里美氏



相続手続き公益に配慮

す。国の相続登記促進のための施策も説明することができず。例えば、相続登記の登録免許税が免税される場合があることをご存知でしょうか。この制度は今年の3月31日までが期限です。相続登記を放置して良いことはありません。

あることをご存知でしょうか。この制度は今年の3月31日までが期限です。相続登記を放置して良いことはありません。

せん。相続の手続が煩雑になったり、売ったり担保に入れたりという手続はすぐにはできません。所有者不明土地問題の元凶にもなってしまいます。

思います。ところで、本年2月、相続や遺言をテーマにした市民公開シンポジウム「WEBで納得！相続・遺言・司法書士」をユーチューブ配信する予定です。相続は誰でも無関係ではいられません。今まで関心が無かった方も、楽しみながら、正しくてしかもお得な情報をゲットできるような内容にするべく、準備を進めております。ぜひ、お楽しみに。身近な暮らしの中の法律家・司法書士を本年もどうぞよろしく願いいたします。

茨城司法書士会 ☎029(225)0111 無料相談実施中。
詳しくは茨城司法書士会HPまで <http://www.ibashi.or.jp/>